岩手県外国人介護人材受入支援費補助金交付要綱

制定　令和２年３月31日付け長第1035号

改正　令和３年８月６日付け長第426号

改正　令和３年９月30日付け保福第280号

改正　令和６年10月23日付け長第620号

（目的）

第１　介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある留学生の修学期間中の支援を図り、多様な介護人材の確保を図るため、介護福祉士養成施設等に留学している外国人留学生に対して奨学金の給付等を行う介護事業者に対して、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（補助事業者）

第２　この補助金の補助事業者は、岩手県内で介護保険法（平成９年法律第123号）上の介護事業を行う法人又は施設・事業所等とする。

（補助対象事業等）

第３　補助対象事業、補助対象経費、補助額は別表第１のとおりとする。

（交付の条件）

第４　規則第６条第２項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(１)　事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

 (２)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

 (３)　その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

（軽微な変更）

第５　規則第６条第１項第１号及び第２号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(１) 様式第１号別紙２に掲げる総事業費の30パーセントを超える増減

(２)　補助事業の中止又は廃止（事業の対象となる留学生から奨学金が返還された場合を含む。）

(３)　上記各号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更

（申請の取下げ期日）

第６　規則第８条第１項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

　（着手届）

第７　補助事業者は、補助事業に着手した時は、速やかに岩手県外国人介護人材受入支援着手届（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

（立入検査等）

第８　知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金の交付方法）

第９　補助金は、補助金の額の確定後に交付するものとする。

（消費税等仕入控除税額に係る報告等）

第10　補助事業者は、規則第４条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第６号）により知事に報告しなければならない。

２　補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合には、当該報告による知事の補助金の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第11　規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第２のとおりとする。

（補則）

第12　この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則

　この要綱は、令和６年10月23日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

別表第１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 基準額（留学生１人当たり） | 補助額 |
| 県内介護事業者が、介護福祉士養成施設等に留学している外国人留学生に対して奨学金の給付等を行う事業 | 外国人留学生に対して給付等を行う奨学金の経費（次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める期間を上限とする。）(１)日本語学校１年　※１(２)介護福祉士養成施設正規の修学期間　※１ | (１)日本語学校に係るもの | 学費 | 月額50,000円 | 補助対象経費の３分の１に相当する額以内の額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。） |
| 居住費等※２ | 月額30,000円※３ |
| (２)介護福祉士養成施設に係るもの | 居住費等※２ | 月額30,000円※３ |

※１　本人の病気や、新型コロナウイルス感染症の影響等の真にやむを得ない事由により留年した期間中については、これを含む。

※２　「居住費等」とは、民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活で継続的に発生する経費をいう。

※３　受入れ介護施設が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、以下①②のとおり基準額の加算を行う。

　　①　月額20,000円を加算。

　　②　入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月50,000円を加算。

別表第２

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 条項 | 提出書類及び添付書類 | 様式 | 提出部数 | 提出期日 |
| 規則第４条の規定による書類 | １　外国人介護人材受入支援費補助金交付申請書２　外国人介護人材受入支援事業計画書３　外国人介護人材受入支援費補助金所要額調書４　奨学金等の支給規定５　補助事業に係る収支予算書６　その他知事が必要と認めるもの | 様式第１号様式第１号別紙１様式第１号別紙２ | １部１部１部１部１部１部 | 別に定める |
| 規則第６条第１項第１号、第２号及び第３号の規定により承認を受ける場合の書類 | １　外国人介護人材受入支援費補助金変更（中止、廃止）承認申請書２　交付申請の際提出した書類のうち変更のあるもの３　その他知事が必要と認めるもの | 様式第２号 | １部１部１部 | 当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の14日前まで |
| 規則第13条第１項の規定による書類 | １　外国人介護人材受入支援費補助金実績報告書２　外国人介護人材受入支援事業実績報告書３　外国人介護人材受入支援費補助金所要額精算調書４　外国人介護人材受入支援費補助金請求書５　支払いがわかるもの（写し）６　補助事業に係る収支決算書７　奨学金を支給している留学生の在学状況がわかる書類８　その他知事が必要と認めるもの | 様式第３号様式第３号別紙１様式第３号別紙２様式第４号 | １部１部１部１部１部１部１部１部 | 当該事業が完了した日（規則第６条第１項第３号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から起算して30日以内又は交付の決定を受けた年度の３月31日のいずれか早い日 |